

令和4年度 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） FAQ集

関東経済産業局 製造産業課 令和4年7月20日更新

番号	分類	質問	回答
1	申請対象者	中小企業者等の定義（公募要領p.42①）の資本金と従業員数について、どちらも要件を満たす必要があるか。	資本金または従業員数どちらかの要件を満たしていれば、中小企業者等として認められます。 【中小企業庁HP 中小企業・小規模企業者の定義】 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html
2	申請対象者	農業協同組合は、中小企業者等に含まれるのか。	農業協同組合は中小企業者等には含まれません。
3	申請対象者	株式会社立大学は、A機関に含まれるのか。	株式会社立大学はA機関の定義には含まれません。
4	申請対象者	社会福祉法人は、A機関に含まれるのか。	社会福祉法人はA機関の定義には含まれません。
5	申請対象者	有限責任事業組合（LLP）のように法人格がない組合は共同体に入れるのか。	有限責任事業組合（LLP）はアドバイザーとしてのみ関与することができます。
6	申請対象者	大企業は補助を受けられるのか。	直接・間接に補助を受けることはできませんが、アドバイザー、委託先、外注先になることは可能です。
7	申請対象者	中小企業者等が事業管理機関として申請してもよいのか。 その場合、研究等実施機関として参加する公設試等の補助率はどうか。	中小企業者等が事業管理機関になることは可能です。 その場合、A機関及びB機関の補助率は一律2/3になります。
8	申請対象者	事業管理機関を引き受けてくれる機関を探したい。	サポインマッチナビでは、共同体を構成するうえで必要な事業管理機関、研究等実施機関を検索できる機能が ございます。 各機関のこれまでの支援実績を掲載しておりますのでご覧いただき、連携できそうな機関にご連絡ください。 【中小企業庁HP サポインマッチナビ】 https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php
9	申請対象者	事業管理機関の所在は、申請先地方局の管轄外でもよいのか。	本事業においては、主たる研究実施場所の都道府県を担当する地方局に申請していただきます。 事業管理機関の所在が、申請先の地方局管轄外でも問題ございません。
10	補助対象額、補助率	補助金額の上限が単年度4500万円、2年度合計で7500万円とあるが、1年目2000万円、2年目5500万円というは可能か。	単年度が4500万円が上限なので、2年目も4500万円が上限となります。
11	補助対象額、補助率	中小企業者等が事業管理機関として申請する場合、A機関・B機関の補助率は一律2/3となるが、補助対象外である1/3の自己負担分を、中小企業者等が負担することは可能か。	可能ですが、補助対象外となります。
12	補助対象額、補助率	通常枠において、A機関・B機関が事業管理機関と従たる研究等実施機関を兼ねる場合、補助金上限金額はいくらか。	事業管理機関と研究等実施機関を兼務する場合は、それぞれの定額上限（事業管理機関→300万円、研究等実施機関→共同体全体の補助金額の1/6）を足した額が定額上限となります。詳細は、公募要領p.15を参照してください。
13	提案書	提案内容が、「中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」のうちどの項目に合致するのか確認してほしい。	関東経済産業局管内の事業者については、中小機構関東本部において、Go-Tech事業の申請書や研究計画に関するご相談を受け付けています。 【中小機構HP】 https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kanto/sme/supporting_industry/index.html

14	提案書	【様式2】 「中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」のうち、【先端技術を活用した高度なサービス開発】に基づいた研究計画をしている。 課題や高度化目標の明記がないが、様式2の①と③はどのように記載すればよいか。	本様式は高度化指針を踏まえて提出いただく必要がありますので、【先端技術を活用した高度なサービス開発】のうち、研究計画に関連した項目は選択いただくようお願いいたします。それに付随する具体的な課題や高度化目標については申請者で検討の上、ご記載ください。
15	提案書	【様式2】 ⑧高付加価値企業への成長・変革に向けた会社の将来ビジョン（経営デザインシートで代替可）に記入する企業情報は、主たる研究等実施機関のみか。	主たる研究等実施機関の将来ビジョンをご記入ください。
16	提案書	【様式3-(1)】申請者の概要 郵便番号を入力する際、後半4桁が0から始まる数字の場合うまく入力できない。	提案書様式が更新されておりますので、お手数ですが中小企業庁HPより最新版をダウンロードしてください。
17	提案書	【様式3-(2)】事業内容 2-1, 2-2 全角文字に整えた文章を入力しても、「半角文字が含まれています」のアラートが消えないが、どのように対処すればよいか。	提案書様式が更新されておりますので、お手数ですが中小企業庁HPより最新版をダウンロードしてください。
18	提案書	【様式4】 事業管理機関と研究等実施機関を兼ねる場合、内訳表は予算を合算して1枚用意すればよいか。あるいは、事業管理機関、研究等実施機関としてそれぞれ必要な予算を分けた上で1枚ずつ用意する必要があるか。	合算して1枚としても、事業管理機関および研究等実施機関としてそれぞれ1枚ずつご用意いただいても、どちらでもかまいません。
19	提案書	【様式4】（定額が適用されるA機関・B機関の場合） 定額上限（300万円または共同体全体の補助金額1/6）を超えて申請したい場合、内訳表の記載はどのようにすればよいか。	定額超過分も含めた補助金申請額すべてを、定額補助として計算してください。 なお、採択審査の結果次第では超過部分がそのまま定額として認められない場合がございますのでご注意ください。
20	出資獲得枠	出資獲得枠においてファンドの種類や要件はあるのか。	業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人等となります。また、ファンドの出資者の中から、中小企業に対し、伴走支援を含めた支援を行う担当者の選任が必要となります。詳細は、公募要領p.17の「ファンド等の出資者の要件」を参照してください。
21	出資獲得枠	出資獲得枠において、出資時期の要件を教えてください。	補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間となります。 なお、応募申請時に、当該研究開発プロジェクトが成功した場合には主たる研究等実施機関に出資する旨の誓約書提出が必要です。詳細は、公募要領p.16～18を参照してください。
22	出資獲得枠	事業法人は出資者の要件を満たすのか。	業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人であれば、事業法人も出資者として認められます。
23	出資獲得枠	出資獲得枠においてプロジェクトが成功しなかった場合、ファンドは出資しなくてよいのか。またその際に、補助金の返還義務が生じるのか。	申請した研究開発プロジェクトが成功（※1）しなかった場合にはファンド等の出資者による出資は必須ではありません。また、その場合に出資しなかったことをもって補助金の返還義務を課すことはありません。 ※1）当該研究開発プロジェクトの成否は公募要領記載のとおり、外部有識者等で構成される最終評価委員会で行う最終評価によります。
24	出資獲得枠	出資獲得予定額は3億以上でもよいのか。	最低出資予定額は補助金申請総額の1/2以上である必要がありますが、出資予定額の上限はございません。出資獲得枠における補助金額の上限に関する詳細は、公募要領p.16を参照してください。
25	出資獲得枠	出資者は2者以上でもよいのか。また、複数の出資者で申請する場合「出資に関する誓約書」の様式はどのように用意すればよいか教えてください。	出資者は2者以上でも可能です。その場合、誓約書については出資者ごとにそれぞれご用意ください。 なお、「最低出資予定額は補助金申請総額の1/2以上」という要件は、出資額の合算で満たしていれば問題ございません。
26	出資獲得枠	当該研究開発プロジェクトが成功したにも関わらず、初年度交付決定日から補助事業終了後1年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の1/2を正当な理由なく下回った場合、出資者にどのような影響があるのか。	以降当該ファンド等の出資者は本事業におけるファンド等の出資者として認めません。また、当該ファンド等の出資者の名称については、公表する場合があります。 なお本要件については、誓約書に記載した最低出資予定額の達成有無で判断されるわけではありません。

27	追加公募について	第1回公募に申請をしている場合でも、第2回公募への申請は可能か。	第1回公募の採択結果が公表されるまでは、第2回公募に申請することはできません。なお、第2回公募への申請を希望する場合は、第1回公募の採択結果が公表され次第、申請を行ってください。 また、第2回公募に申請を行う場合は、各自で申請内容のブラッシュアップを行ったうえで申請してください。
28	追加公募について	第1回公募においてブラッシュアップ再審査をおこなっているものも、追加公募の対象になるか。	ブラッシュアップ再審査の対象となった案件も、第2回公募の申請対象となります。
29	追加公募について	第1回公募のブラッシュアップ再審査と第2回公募において、どちらも採択された場合はどのような扱いになるのか。	どちらも採択された場合は、どちらで採択されるか事業者に選択いただけます。
30	追加公募について	第2回公募についてもブラッシュアップ再審査は予定されているか。	第2回公募ではブラッシュアップ再審査は予定しておりません。
31	追加公募について	第1回公募において下位50%で採択された場合、採択を辞退して第2回公募に申請することは可能か？	第1回公募において採択されていたとしても、その採択を辞退し第2回公募に申請することは可能です。 なお、この場合は、第1回公募の採択を「辞退」しているため、第2回公募で不採択になった場合、第1回公募において採択されたことを理由に交付申請することはできませんので、ご注意ください。 また、第2回公募で採択された場合、第1回公募での採択と比較し「1年目の事業実施期間が短くなる」などの影響があるため、共同体内でもよくご検討いただきますようお願いいたします。